

中小企業の脱炭素化に向けた優先順位の設定

－ 著しく偏在するGHG排出量 －

信金中央金庫 地域・中小企業研究所長
大野 英明

環境省の「脱炭素化に向けた取組実践ガイドブック」によると、日本全体の温室効果ガス（GHG）排出量は12億トンで、このうち中小企業による排出量は1.2億～2.5億トンと算定されている。算定値に2倍以上の開きがあるが、前者の1.2億トンは「地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）」に基づき、GHGを多量に排出する者（特定排出者）として自ら排出量を算定し、国に報告することが義務付けられている中小企業（6千者）の排出量を集計した値である。残りの1.3億トンは、報告対象外の事業者および活動によるもので、これには中小企業以外によるGHG排出量も含まれている。日本全体のGHG排出量に占める中小企業の割合は1～2割にとどまるが、総体としては多く、個々の事業者においてもGHG削減に取り組む意義はある。

しかしながら、内閣府が2022年3月に実施した企業向けアンケート調査である「カーボン・ニュートラルが企業活動に及ぼす影響について」によると、企業の脱炭素化に向けた取組状況は、上場企業と非上場企業の間で大きな格差がみられる。上場企業は相対的にGHG排出量が多いことと、脱炭素化に向けた取組状況が投資家からの評価につながることもあって、約7割が自社の排出量を算定し、約4割は削減計画を策定・実行している。非上場企業は排出量を算定している割合が16%、削減計画を策定・実行している割合は1割以下にとどまっており、ほとんどの非上場企業は脱炭素化に向けた取り組みに全く着手できていないと評価している。また、脱炭素化に向けた取り組みを開始している企業のうち、「脱炭素目標の内容に応じて、取引先の変更を検討している」「脱炭素目標の設定を取引先にも促している」とする先は、合計で1割程度にとどまっており、取引先からの要請が少ないことも、非上場企業において取り組みが進まない原因になっていると分析している。

一方、近年、グローバルに展開している企業を中心として、パリ協定（世界の気温上昇を産業革命前より2℃を十分に下回る水準に抑え、また1.5℃に抑えることを目指すもの）と整合した削減目標であるSBT（Science Based Targets）に準拠して、サプライチェーン全体での排出量削減に向けた取り組みが加速しており、「主要サプライヤーの90%に削減目標を設定させる」

「購入した製品・サービスによる排出量の80%に相当するサプライヤーに、SBT目標を設定させる」といった要請がなされている。しかしながら、中小企業の事業者数は358万者に達するため、1事業者あたりの排出量は少量(34～70トン)に過ぎず、個々の中小企業がサプライチェーン全体の排出量に占める割合は極めて小さい。合理的に考えれば、GHG排出量の多いサプライヤーへの削減要請が優先され、排出量の少ない中小企業は後回し、もしくは対象外になるものと考えられる。

反面、温対法の報告対象である中小企業の特定排出者(6千者)は、中小企業数全体の0.2%にとどまるが、総排出量は1.2億トン、1事業者あたりの排出量は2万トンに達しており、中小企業のGHG排出量は著しく偏在している。現状、金融機関による中小企業の脱炭素化に向けた支援活動の多くは、ターゲットを絞らない一律かつ総花的な啓発・支援活動が中心となっているように思われる。本気で中小企業の脱炭素化を実現したいのであれば、削減効果の大きい特定排出者6千者をメインターゲットとして、脱炭素に向けた支援に取り組む必要があるだろう。

なお、特定排出者については、温対法に基づく「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」によって、環境省のHPで公表されており、2006年度以降の事業者別・業種別・都道府県別のGHG排出量集計表を電子データで取得することが可能となっている。金融機関は、メイン融資先が特定排出者に該当した場合、当該事業者のGHG排出量の推移とともに、①事業に影響を与える気候変動リスク・機会の把握、②GHG排出量の算定、③GHG排出削減目標の設定、④排出削減計画(ロードマップ)の策定、⑤排出削減計画の実行、⑥TCFD提言に沿ったシナリオ分析・情報開示の実施状況を把握し、対応が不十分であった場合は、外部機関と連携して、必要な支援策を提供することが望まれる。特定排出者の情報を官民で共有し、当該事業者を重点的に支援することによって、効果的に中小企業の脱炭素化を推し進めることが可能となるだろう。

近時、金融機関がESG投資を推進していることを受けて、GHG削減対策の取組状況を加味した融資条件の優遇等を受けられる機会が拡大しており、地域金融機関においてもサステナビリティ・リンク・ローン(借り手のサステナビリティ・パフォーマンス・ターゲットの達成に応じて金利優遇等のインセンティブを付与する融資)を導入する動きがみられる。特に非上場の中小企業については、市場の規律効果が働かないため、金融機関がサステナビリティ・リンク・ローンの提供等を通じて、事業者に脱炭素化に向けたインセンティブを付与し、債権者として当該事業者の脱炭素化に向けてモニタリング機能を発揮することが期待される。